

◆財産形成や老後の生活資金確保

税制適格積立年金プラン

拠出型企業年金保険〔個人年金保険料控除(税制適格型)〕

新規加入・
保険料の増額のおすすめ



加入(増額)日 平成29年7月1日
申込締切日 平成29年4月14日(金)

加入日が責任開始日です。



ご注意

当パンフレットには株式会社ブリヂストンと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も大切に保管ください。

お申込みは年1回です。
ぜひこの機会にお申込みください。

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄



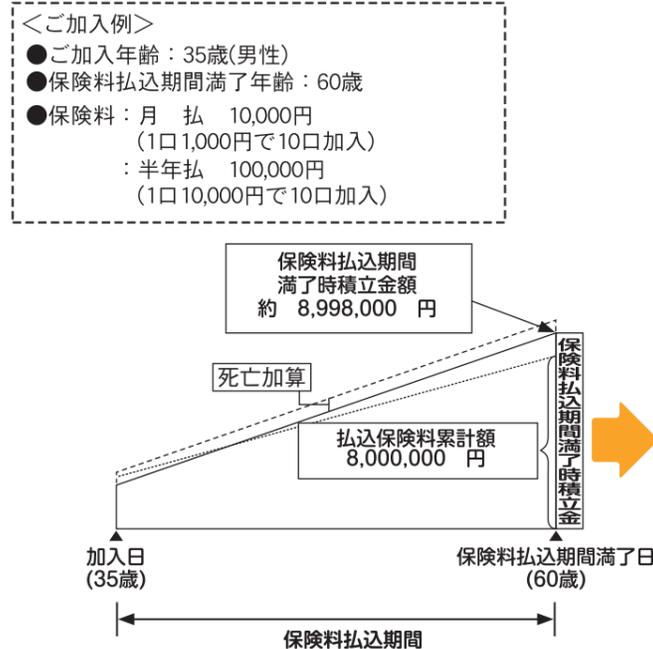
- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。
- 年金受取開始までの保険料払込予定期間が10年以上の場合、ご加入者が負担された保険料は個人年金保険料控除の対象となります。(平成28年9月現在の税制に基づくものであり、今後、変更となる場合があります。)

しくみ図

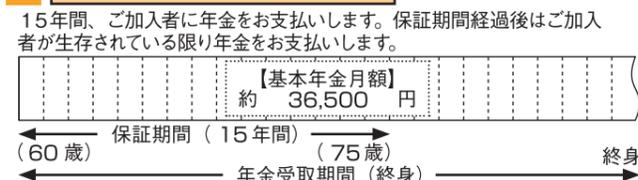


給付内容(詳しくは「保険料払込期間満了後の給付内容」をご覧ください)

a 10年確定年金



b 15年保証期間付終身年金



この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

◆給付額について◆

- ・しくみ図の給付額は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある株式会社ブリヂストンおよび関連会社の従業員・役員・監査役・定年再雇用者・執行役員の方。ただし、個人年金保険料控除を受けるためには、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上あることが必要です。
- ※保険料払込期間中にご加入者が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険料

- ＜月払＞
1口あたり1,000円とし、最低5口以上最高500口まで加入できます。
- ＜半年払＞
1口あたり10,000円とし、最低5口以上最高100口まで加入できます。
- ＜保険料払込期間満了時一時払＞
1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高999口まで加入できます。
※確定年金を選択される場合、保険料払込期間満了時一時払保険料の上限は、保険料払込期間満了時の積立金相当額とします。
- 保険料はご加入者負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 半年払保険料は年2回の賞与から控除します。(第1回目は上期賞与から)
- 保険料払込期間満了時一時払保険料のお払込みは団体所定の期日とし、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 半年払・保険料払込期間満了時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：満60歳に達した日とします。(職種によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは裏表紙に記載の団体窓口までご確認ください。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

保険料払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金からいずれか1つをご選択いただき、ご加入者にお支払いします。
10年確定年金、15年保証期間付終身年金

a

- ＜10年確定年金＞
- 年金受取期間中
10年間、ご加入者に年金をお支払いします。
- ・ご加入者が死亡された場合
ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

b

- ＜15年保証期間付終身年金＞
- 保証期間中
15年間、ご加入者に年金をお支払いします。
- ・ご加入者が死亡された場合
ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。
- ・一時金でのお受取りを希望された場合
残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)
15年の保証期間経過後にご加入者ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。(ただし、年金受取再開後の一時金のお取扱いはできません。)
- 保証期間経過後
ご加入者が生存されている限り年金をお支払いします。

- 年金の開始は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
- 年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。

保険料払込期間中の給付内容

- 脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。
- 死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍、半年払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規に加入される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

受取人

- 年金、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者本人とします。
- 遺族一時金の受取人はご遺族(※)とします。